

随意契約報告書

- 1 担当課 エコセンター恵那
- 2 施行番号 エコ 第 29 号
- 3 事業名 エコセンター恵那ごみクレーン整備
- 4 事業場所 恵那市恵那市長島町久須見
- 5 事業概要 年次点検・整備、巻上装置組立、設計 各1 式
- 6 工期 平成29年7月3日 ~ 平成30年1月26日
- 7 請負代金額 15,822,000 円
- 8 契約締結日 平成29年7月3日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 2 0 6 7
名称 関ヶ原ゼネラル・サービス(株)
代表取締役 池田 麻由
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙随意契約理由書のとおり

随意契約理由書

契約の適用法令

167条の2の1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当
契約の相手方

氏名 関ヶ原ゼネラル・サービス株式会社 代表取締役 矢橋 昭三郎

住所 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2067

理由

- 1) 本施設のクレーンは関ヶ原ゼネラルサービス(株)が、設計、製作、設置、調整を行っている特殊製品である。
- 2) 関ヶ原ゼネラルサービス(株)には製作時の図面がすべて整っているため、部品や機器の交換時の手配が最短で可能である。
- 3) 関ヶ原ゼネラルサービス(株)製クレーンである為、設計思想及び機器に対して精通しており、早急な対応が可能である。
- 4) 関ヶ原からエコセンター恵那までは車で約1時間半の距離であり、最短復帰が出来る体制を整えている。
- 5) 関ヶ原ゼネラルサービス(株)には大型機械加工設備(NC中操り加工機、門幅3m5面加工機等)が整っており、大型機器の対応が可能である。
- 6) エコセンター恵那の過去の修繕記録等をメンテナンス情報として把握しているため、短・長期の機器保全管理が可能である。

以上の事から、今回行うごみクレーンの点検整備は、限られた時間内で過去の点検整備状況との比較や診断、及び巻上装置製作等を行うもので、技術情報やメンテナンスデータの蓄積及び作業を熟知している関ヶ原ゼネラル・サービス(株)以外では困難であることから随意契約を行うものです。

随意契約報告書

- 1 担当課 建設課
- 2 施行番号 建設 第 73 号
- 3 事業名 山岡町2号線他8路線災害緊急対応業務
- 4 事業場所 山岡町
- 5 事業概要 崩土除去5箇所 路肩修繕2箇所 路面整備2箇所
- 6 工期 平成29年7月4日 ~ 平成29年9月8日
- 7 請負代金額 2,309,040 円
- 8 契約締結日 平成29年7月4日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市山岡町原 7 8 9 - 3
名称 板垣建設(株)
代表取締役 板垣 光公
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

| | |
|------|---------------------------|
| 施行番号 | 建設 第73号 |
| 件名 | 山岡町2号線他8路線災害緊急対応業務 |
| 施行場所 | 恵那市山岡町地内 |
| 施行期間 | 契約日から平成29年9月8日 |
| 相手先 | 恵那市山岡町原789-3番地 板垣建設(株) |

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 緊急のため

【随意契約理由】

平成29年7月4日の台風3号により、山岡町2号線他8路線において、道路法面の崩壊、路肩崩壊、路面洗堀等の被害があり、一時的に通行止めとなった路線や人家に影響を及ぼした箇所があった。早急に対応を要したため、災害協定に基づき市内の土木業者に依頼したところ、板垣建設(株)が緊急に対応可能であった。

以上の理由により板垣建設(株)との随意契約により行う。

随意契約報告書

- 1 担当課 上矢作病院
- 2 施行番号 上病 第 30 号
- 3 事業名 電話交換機等取替修繕工事
- 4 事業場所 上矢作町3111番地 2
- 5 事業概要 電話交換機等緊急取替修繕工事
- 6 工期 平成29年7月21日 ~ 平成29年8月21日
- 7 請負代金額 4,914,000 円
- 8 契約締結日 平成29年7月20日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市大井町土々ヶ根2628-9
名称 中央電子光学（株） 東濃支店
支店長 土本 裕志
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

当院の電話が着電及び架電をすると直ぐに切れてしまう状態になり、救急告示病院である以上緊急に修繕をする必要がある

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 水工 第 21 号
- 3 事業名 笠周・明智地区中央監視装置更新工事
- 4 事業場所 長島町正家
- 5 事業概要 飯地地区N=6箇所、中野方地区N=10箇所、毛呂窪地区N=3箇所、
明智地区N=24箇所
- 6 工期 平成29年8月4日 ~ 平成30年2月8日
- 7 請負代金額 89,640,000 円
- 8 契約締結日 平成29年8月4日
- 9 契約相手方 住所 東京都目黒区自由が丘 3 - 1 6 - 1 5
名称 シンク・エンジニアリング（株）
代表取締役 岡村 勝也
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

随意契約根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 の 1 項第 2 号 その性質又は目的が競争入札に適さないとき

随意契約理由

笠周地区の水道施設は、東芝の中央監視装置を導入しているが、供用開始から 15 年程経過（毛呂窪地区は平成 23 年に増設）しており、装置が不安定な状態となっている。そのため、現行の更新（東芝）と岩村・上矢作地区で運用している中央監視装置（シンクエンジニアリング）へ移行した場合の経済比較をしたところ、岩村・上矢作地区中央監視装置に移行する方が安価となった。

さらに、笠周地区は大崎浄水場、明智地区は明智振興事務所の専用 PC でしか運転状況の確認ができないが、岩村・上矢作地区中央監視装置は、クラウドシステムであるため、どの端末でも運転状況が確認でき、事故発生時には対策本部（上下水道課）でリアルタイムに情報把握ができる。

このことにより、他の方法より安価で早期に課題を解決することができることから、笠周・明智地区はシンクエンジニアリングの中央監視装置に移行する。

岩村・上矢作地区中央監視装置は、シンクエンジニアリング（株）が開発したシステムであり、その移行作業は他の者ではおこなうことができないため、シンクエンジニアリング（株）と随意契約をする。

随意契約報告書

- 1 担当課 エコセンター恵那
- 2 施行番号 エコ 第 33 号
- 3 事業名 エコセンター恵那処理施設経年劣化工事
- 4 事業場所 恵那市長島町久須見 エコセンター恵那
- 5 事業概要 成形機(B)ロータアッセンブリ更新、排ガスダクト更新、乾燥排ガスサイクロンロータリバルブ取替、アルミ選別機アンダーカバー取替、受入供給コンベヤエプロンパン・レール取替、空調設備オーバーホール・修理、現場制御盤シーケンサ更新 等各1.0
- 6 工期 平成29年8月10日 ~ 平成30年3月20日
- 7 請負代金額 114,480,000 円
- 8 契約締結日 平成29年8月10日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市西区名駅二丁目27番8号
名称 メタウォーター(株)営業本部 中日本営業部
部長 中野 順
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙随意契約理由書のとおり

随意契約理由書

契約の適用法令

167条の2の1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

契約の相手方

氏名 メタウォーター株式会社 中日本営業部 部長 中野 順

住所 愛知県名古屋市瑞穂区須田町2番56号

理由

本施設は、性能発注方式により(株)栗本鐵工所が受注し、設計及び施工を行った施設です。この施設は、特殊技術や設備が多数存在し、メンテナンスは設計施工を行った業者以外出来ないため、施工業者である(株)栗本鐵工所がメンテナンスを行っていました。その後、平成20年10月に(株)クリモテクノスへ環境事業部門が事業譲渡され、さらに平成21年7月に(株)栗本鐵工所及び(株)クリモテクノスからメタウォーター(株)へ3社契約により環境事業部門が事業譲渡され、現在はメタウォーター(株)が技術情報を含めメンテナンス技術を引き継いでいます。

以上の事から、今回行う乾燥機・破砕物供給コンベア取替等の整備は専門的知識が必要なため、技術情報やメンテナンス情報を引き継ぎ、作業を熟知しているメタウォーター(株)以外では困難であることから随意契約を行うものです。

随意契約報告書

- 1 担当課 藤花苑
 - 2 施行番号 藤苑 第 8 号
 - 3 事業名 藤花苑機器点検修繕
 - 4 事業場所 武並町藤花苑
 - 5 事業概要 脱水機(A)(B)、中濃度臭気ファン、破砕ポンプ(A)(B)の点検・部品交換及び修繕
 - 6 工期 平成29年8月17日 ~ 平成30年3月15日
 - 7 請負代金額 5,778,000 円
 - 8 契約締結日 平成29年8月17日
 - 9 契約相手方 住所 三重県四日市市松寺3-6-18
名称 (有)新興
代表取締役 加藤 夏美
 - 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当
- 別紙の通り

随意契約理由書

地方自治法第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない場合）

当該施設は恵那市内（大井町・長島町・東野・三郷町・武並町・笠置町・中野方町・飯地町）で発生するし尿及び浄化槽汚泥の処理施設として重要な施設である。

施設は操業から20年を経過し、主装置においては更新することなく修繕や部品交換にて現在まで運転を行っている。

本業者は、脱水機、臭気ファン、破砕ポンプの点検及び修繕について、施設の運転開始時から行っており、搬入物の種類の変化にも対応した点検を行いながら現状に至っている。専門の技術を習得していることは当然であるが当初からの搬入物の変化及び今後の動向に沿った点検及び修繕ができるため随意契約とする。

随意契約報告書

- 1 担当課 藤花苑
- 2 施行番号 藤苑 第 10 号
- 3 事業名 藤花苑ポンプ類点検修繕
- 4 事業場所 武並町藤花苑
- 5 事業概要 アルカリ液循環ポンプ（A）（B）点検整備他
- 6 工期 平成29年8月22日 ~ 平成30年3月9日
- 7 請負代金額 9,504,000 円
- 8 契約締結日 平成29年8月22日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市長島町永田307 - 136
名称 正栄電機（株）
代表取締役 本位田 健太郎
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙の通り

随意契約理由書

地方自治法第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない場合）

当該施設は恵那市内（大井町・長島町・東野・三郷町・武並町・笠置町・中野方町・飯地町）で発生するし尿及び浄化槽汚泥の処理施設として重要な施設である。

施設は操業から20年を経過し、主装置においては更新することなく修繕や部品交換にて現在まで運転を行っている。

本業者は、アルカリ液循環ポンプ、攪拌ポンプ、透過水槽ポンプ等の点検及び修繕について、施設の運転開始時から行っており、搬入物の種類の変化にも対応した点検を行いながら現状に至っている。専門の技術を習得していることは当然であるが当初からの搬入物の変化及び今後の動向に沿った点検及び修繕ができるため随意契約とする。

随意契約報告書

- 1 担当課 エコセンター恵那
- 2 施行番号 エコ 第 35 号
- 3 事業名 エコセンター恵那定期修繕工事（点検・清掃）
- 4 事業場所 恵那市長島町久須見
- 5 事業概要 各種機器の定期点検、消耗品部品の取替え、整備工事 一式、
各種機器の定期点検整備工事 一式、 各種機器の清掃業務
- 6 工期 平成29年9月6日 ~ 平成30年3月26日
- 7 請負代金額 34,560,000 円
- 8 契約締結日 平成29年9月6日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市西区名駅二丁目 2 7 番 8 号
名称 メタウォーター（株）営業本部 中日本営業部
部長 中野 順
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙随意契約理由書のとおり

随意契約理由書

契約の適用法令

167条の2の1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当
契約の相手方

氏名 メタウォーター株式会社 中日本営業部 部長 中野 順
住所 愛知県名古屋市長区瑞穂区須田町2番56号

理由

本施設は、性能発注方式により(株)栗本鐵工所が受注し、設計及び施工を行った施設です。この施設は、特殊技術や設備が多数存在し、メンテナンスは設計施工を行った業者以外出来ないため、施工業者である(株)栗本鐵工所がメンテナンスを行っていました。その後、平成20年10月に(株)クリモテクノスへ環境事業部門が事業譲渡され、さらに平成21年7月に(株)栗本鐵工所及び(株)クリモテクノスからメタウォーター(株)へ3社契約により環境事業部門が事業譲渡され、現在はメタウォーター(株)が技術情報を含めメンテナンス技術を引き継いでいます。

以上の事から、今回行う各機器の点検整備は、限られた時間内で過去の点検整備状況との比較や診断、及び清掃作業により、飛灰、排ガスのダイオキシン発生を抑制することを目的として行う整備であるため、技術情報やメンテナンス情報を引き継ぎ、作業を熟知しているメタウォーター(株)以外では困難であることから随意契約を行うものです。

随意契約報告書

- 1 担当課 藤花苑
- 2 施行番号 藤苑 第 12 号
- 3 事業名 藤花苑機械器具点検修繕
- 4 事業場所 武並町藤花苑
- 5 事業概要 I Z 循環ポンプ (A) 点検修繕、熱交換器等点検洗浄修繕、し
渣除去スクリーン点検修繕、計操機器点検修繕、取水ポンプ点
検修繕、給水ユニット点検修繕、コンベヤ点検修繕
- 6 工期 平成29年9月19日 ~ 平成30年3月10日
- 7 請負代金額 11,880,000 円
- 8 契約締結日 平成29年9月19日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市中村区名駅南 1 - 2 4 - 3 0
名称 日立造船 (株) 中部支社
支社長 金谷 孝之
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

地方自治法第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない場合）

当該施設は、アタカ工業株式会社が受注し、設計及び施工を行った施設で、膜分離高負荷脱窒素処理設備（I Z X処理）など特殊技術や設備が多数存在し、I Z 循環ポンプ点検修繕には特殊な知識と技術が必要です。

アタカ工業株式会社は、

- ・平成18年に大機エンジニアリングと合併しアタカ大機株式会社となりました。
- ・平成26年には、親会社である日立造船株式会社と合併しました。

本、点検修繕はI Z 循環ポンプ、熱交換器、し渣除去スクリーン等が主であり特殊機器の点検修繕となるため、設計施工を行ったアタカ工業株式会社の知識、特殊技術を引き継ぐ日立造船株式会社以外では不可能であるため、随意契約とするものです。